

総務文教常任委員会

R7. 1. 28 (火)

午後2時～

全員協議会室

1 開 議

2 案 件

(1) 行政報告

総務部

- ふるさと亀岡自治活動応援交付金について
- 「国際安全都市」宣言について

教育部

- 育親学園新校舎建設工事に伴う工事契約工期について
- 学校給食について
- 「2025大阪・関西万博」児童生徒体験事業について

3 18期前期の総括について

4 その他

(1) 次回の日程等について

令和7年1月28日

総務文教常任委員会

【 行政報告 】

総務部

①ふるさと納税とは

← (例) 寄附額 30,000円 →



(寄附者はふるさと納税の税控除が受けられます。)

The diagram illustrates the process for receiving a refund of the special-use land acquisition fee. It involves three main entities: **亀岡市** (Kameoka City), **寄附者(個人)** (Donor (Individual)), and **自治会等** (Neighborhood Association, etc.).

Procedure:

- ① 寄附金納入** (Example: 30,000円)
(郵便振替用紙で自治会を指定)
- ② 受領証明書等送付**
- ③ 確定申告**
(※ワンストップ 特例申請をしない場合)
- ④ 所得税控除** (還付金振込) 2,800円 還付
- ⑤ 住民税控除** (翌年度課税分) 25,200円 減額

Refund Details:

- 交付金の交付** (寄附額の8/10) 24,000円分 交付
- 集計** (Total)

Locations:

- 税務署** (Tax Office)
- 区居 町住 村市** (City/Town/Village Office)

自治会等 (Neighborhood Association, etc.)

【お問い合わせ】

亀岡市市長公室ふるさと納税課 TEL0771-25-5060 MAIL: furusato-sousei@city.kameoka.lg.jp

亀岡市総務部自治防災課 TEL0771-25-6788 MAIL: jichibousai@city.kameoka.lg.jp

ふるさと亀岡自治活動応援の寄附金を募集します

生まれ育ったまちゆかりのあるまち 「ふるさと」を応援しよう！！



亀岡市では、寄附を通じて自分のふるさとを応援したいという思いに応えるために、ふるさと亀岡自治活動応援交付金を創設しました。

寄附金は、寄附額の $\frac{7}{8}$ 相当を指定いただいた地域に交付し、地域で活用していただくものです。

みなさんの「ふるさと」を応援したい、「ふるさと」へ貢献したい、そんな思いを寄附金というかたちで「ふるさと」を応援しませんか。

07 大 阪		払 込 取 扱 票		公		払 込 料 金 加 入 者 負 担	
口座記号番号						金額	
0 1 0 8 0 2 9 6 0 4 0 3						千 百 十 万 千 百 十 円	
加入者名 亀岡市会計管理者						備考	
京都府亀岡市ふるさと納税 自治活動応援寄附 [自治会]							
ご希望の場合は、町・区又は町内会を指定することができます。 (町・区・町内会)							
住所 〒							
フリガナ							
氏 名							
電話番号							
指定先の自治組織代表者に対して 住所、氏名、連絡先及び寄附金額を 通知することの可否 (可・ 否)						日 附 印	

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号大第46243号)
これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証 [公]

010802		払込料金 加入者負担	
960403			
加入者名 亀岡市会計管理者			
金額		千 百 十 万 千 百 十 円	
おところ (郵便番号)			
おなまえ			
ご依頼人		様	
【この払込は、ふるさと納税です。】			
備考	日 附 印		

この受領証は、大切に保管してください。

ご寄附の方法について

※振込手数料が発生する場合がございます。振込手数料は寄附者にてご負担願います。

○本用紙の下部の郵便振替用紙に寄附をされる方の「住所、氏名、電話番号、寄附金額」を記入してください。

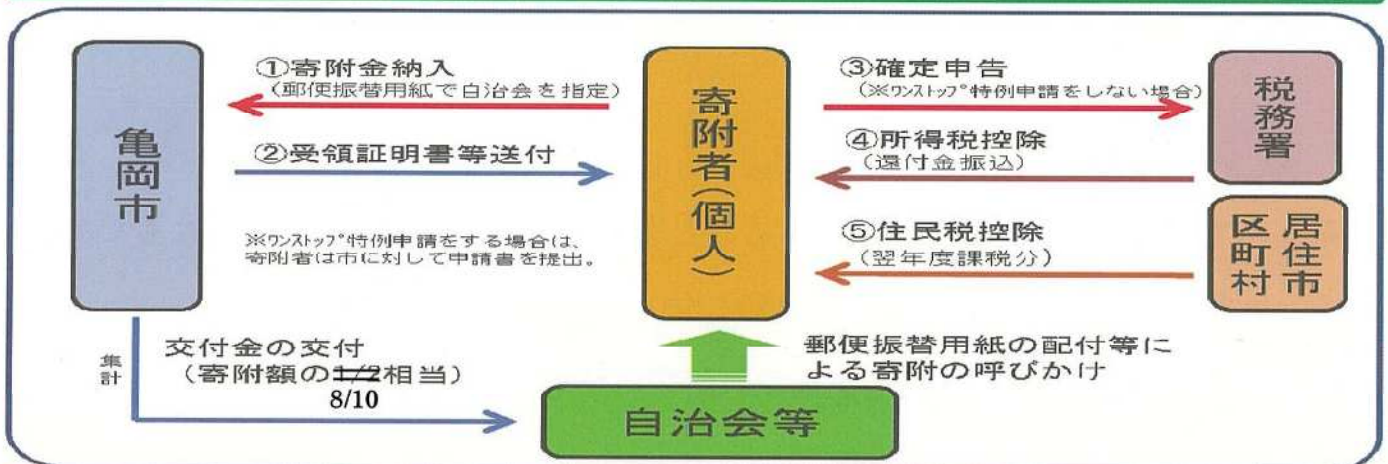
○支援する自治会等の名称を記入してください。なお、必要に応じて旧単位自治会、区や町内会まで指定いただけます。

○支援する自治会等に寄附者の住所・氏名・連絡先及び寄附金額を通知することの可否について「○」をしてください。

○寄附金については、記入した郵便振替用紙で最寄りの郵便局にてお支払ください。

記入例		払込取扱票		振替払込請求書受領証	
0:1:0:8:0:2	9:6:0:4:0:3	金額	¥1:0:0:0:0	0:1:0:8:0:2	9:6:0:4:0:3
亀岡市会計管理者		自治活動応援寄附		亀岡市会計管理者	
京都府亀岡市ふるさと納税		ご希望の場合は、町・区又は町内会を指定することができます。		自治会	
住所 〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地		() 町 () 区 () 町内会		住所 〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地	
氏名 かめおか たろう		氏名 亀岡太郎		氏名 亀岡太郎	
電話番号 0771-22-3131		電話番号 0771-22-3131		電話番号 0771-22-3131	
指定先の自治組織代表者に対して住所、氏名、連絡先及び寄附金額を通知することの可否 () 否		指定先の自治組織代表者に対して住所、氏名、連絡先及び寄附金額を通知することの可否 () 否		指定先の自治組織代表者に対して住所、氏名、連絡先及び寄附金額を通知することの可否 () 否	

寄附金控除の流れ（※確定申告をする場合）



【お問い合わせ】

◆ふるさと納税制度について
亀岡市市長公室ふるさと創生課
Tel.0771-25-5060 納税

◆ふるさと亀岡自治活動応援交付金制度について
亀岡市総務部自治防災課
Tel.0771-25-6788

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになる場合は、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおと、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

この場所には、何も記載しないでください。

「国際安全都市」宣言について

総務部 自治防災課

- 概 要** 亀岡市は、1月14日、都道府県会館(東京都千代田区)で国内のセーフコミュニティ認証自治体である青森県十和田市、大阪府松原市と共同で「国際安全都市」宣言を発表しました。
- セーフコミュニティ安全安心のまちづくり全国協議会の会長市である本市は、セーフコミュニティを「国際安全都市」とわかりやすく表現することで、日本国内での取り組みを一層広げようと11の認証自治体の呼びかけ今回の共同宣言が実現しました。
- 共同発表日時** 令和7年1月14日(火)午後2時～午後2時50分
- 場 所** 都道府県会館(東京都千代田区) 4階 405会議室
- 今後の展開** 令和7年8月2日に国際安全都市アジア市民大会を亀岡市で開催し、アジア地域を中心にセーフコミュニティに取り組んでいる自治体や市民などが集まって、意見交換や情報共有を行い、安全施策に関する理解を深めるとともに、セーフコミュニティを国内外に発信しネットワークの強化・拡大を図ります。



総務文教常任委員会 資料

令和7年1月28日（火）

教 育 部

育親学園新校舎建設工事に伴う工事契約工期について

令和7年 1 月

これまでの入札執行状況について

新校舎建設計画に基づき、入札を執行

令和6年8月 1回目の入札執行

⇒入札参加業者が無く入札不調

令和6年9月 2回目の入札執行

⇒参加業者1者

予定価格：約31億円 入札価格：約37億円

予定価格に達せず入札不調

約6億円の乖離

令和8年3月の完成が困難となった。

見直し内容について

多くの事業者が入札に参加できるように、積算内容や入札参加条件の見直しを実施

項目	見直し内容	効果
外観・内装・コンセプト	<u>変更なし</u>	
備品・外構等	<u>建設工事の内容から除外と一部増額し、積算金額を増額</u>	校舎建設にかかる費用の増額
工期	<u>18ヶ月 ⇒ 24ヶ月</u>	より多くの業者が参加することで価格下落
入札参加条件	<u>緩和</u>	より多くの業者が参加することで価格下落

現状及び今後の予定について

○現在 3 回目の入札を執行中

令和 6 年 1 2 月 4 日 入札執行公告

令和 7 年 1 月 2 9 日 開札（予定価格に質問があった場合は 3 0 日に開札）
落札者と（仮）工事請負契約を締結

令和 7 年 3 月議会での契約議案を上程

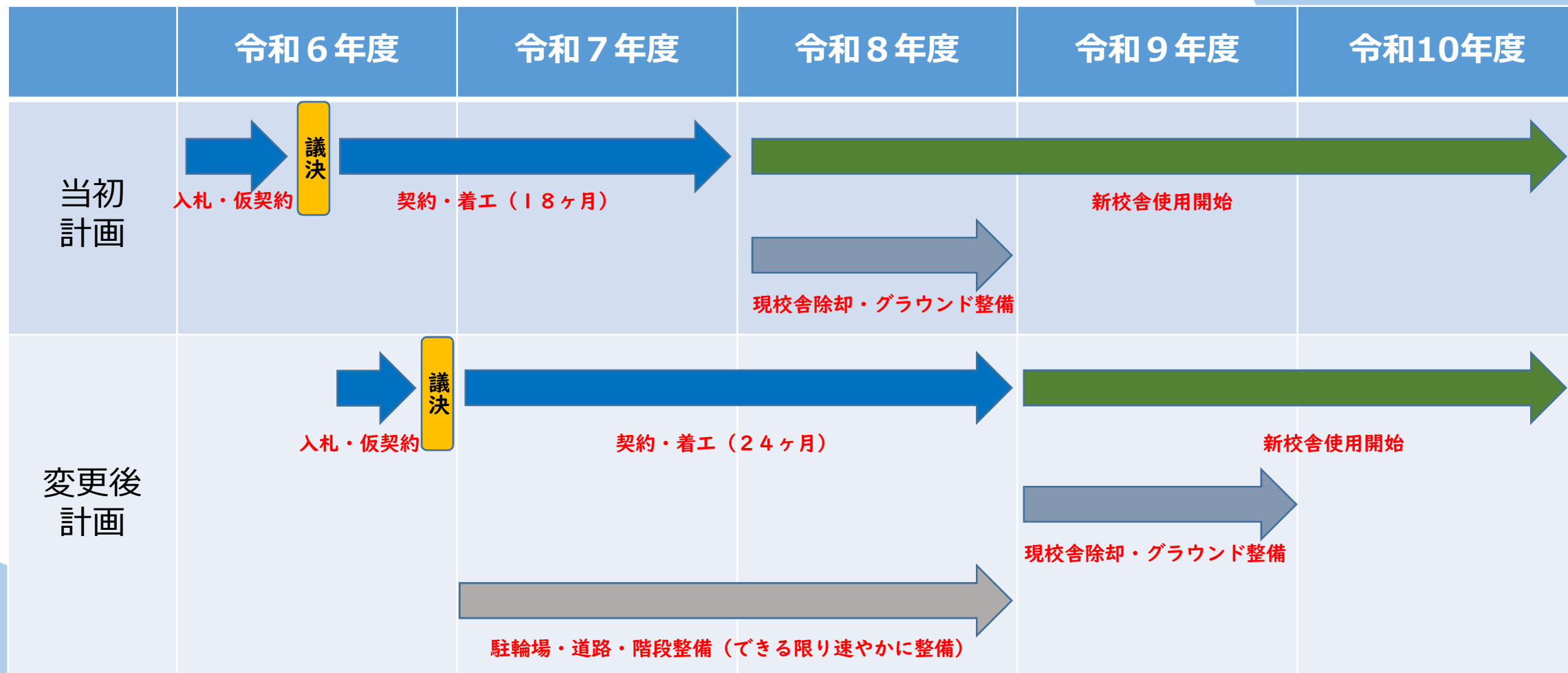
令和 7 年 4 月 新校舎建設工事 着工予定

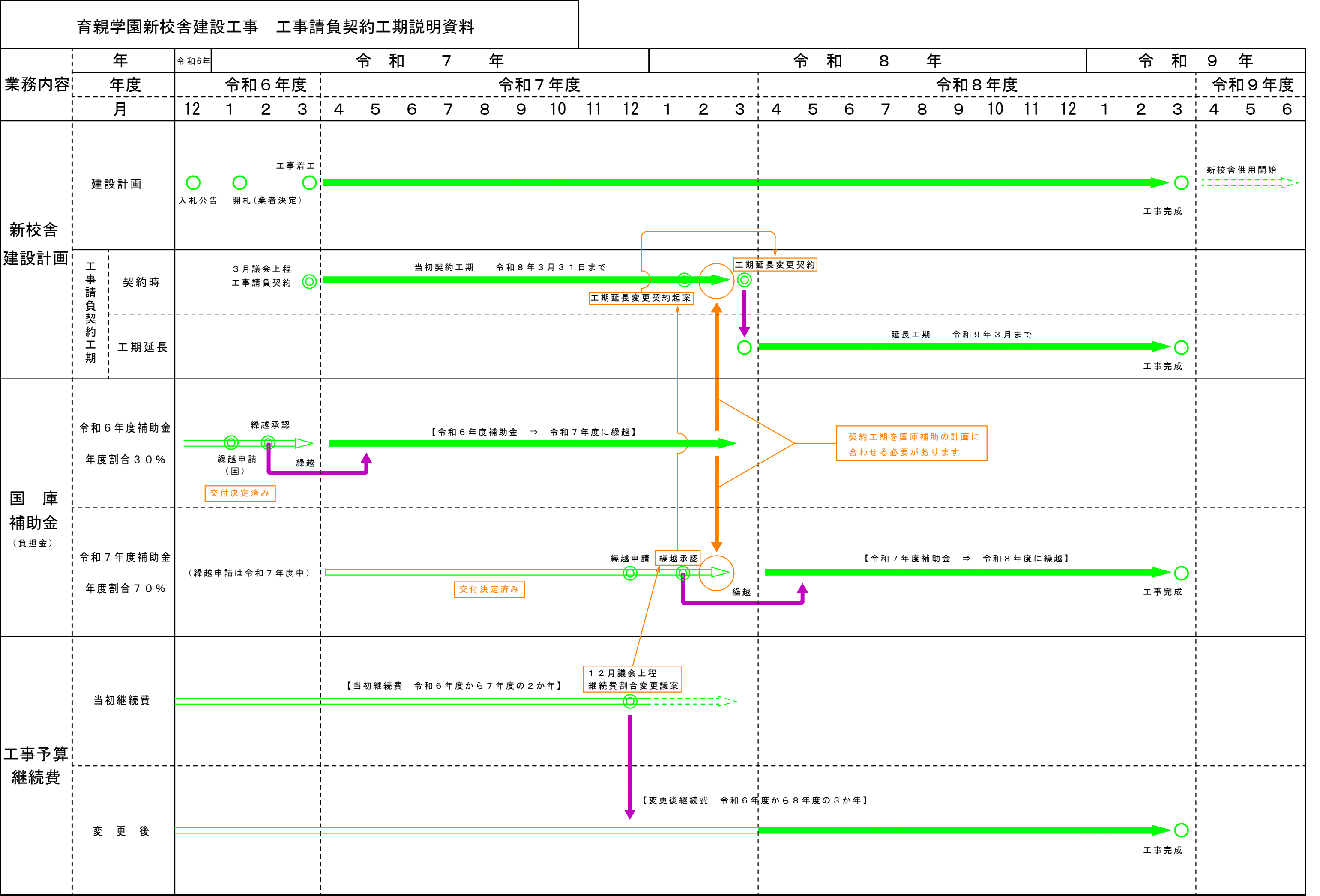


工事期間：2 4 カ月（2 年間）

令和 9 年 3 月 新校舎完成

スケジュール比較





亀岡市学校給食基本計画（概要版）（案）

1. はじめに

市教育委員会では、中学校給食の実現及び現給食センターの老朽化という課題を解決し、学校給食の果たす役割やその教育効果を十分に発揮し、安全で安心な給食を安定して提供継続するため、基本的な方針を定めた。

- 1 安定的・持続的に給食を提供します
- 2 安心・安全な給食を提供します
- 3 食の正しい知識と食習慣を身につける食育と地産地消を推進します
- 4 地域や学校施設の特性を活かし、小・中学校給食の安定供給を視野に入れたセンター方式を含め、様々な方式を検討し、中学校完全給食の早期実現を推進します

本基本計画は、この4つの考え方にに基づき、中学校における完全給食の導入に向け、市の現状を踏まえた各給食実施方式の実現可能性や経費について、学校現場の調査、専門的な試算、及び学校教育現場での課題分析等の実施結果を取りまとめており、市にとって最適な学校給食実施方式の選定に係る基礎資料となるものである。

2. 基本情報の整理

- ・新たな中学校給食の対象校は中学校5校、義務教育学校後期1校の全6校である。
- ・既にセンター方式による給食を実施している小学校14校及び義務教育学校前期1校についても、学校給食センターの老朽化の課題を抱えていることから対象校として取り扱う。
- ・今後自校調理方式による給食の実施が予定されている義務教育学校（育親学園）については、対象外とする。

3. 中学校給食実施方式の検討の流れ

市の学校給食の現状を踏まえ、以下の流れで検討を行った。

1. 前提条件の整理→2. 基本方針の設定→3. 検討対象とする学校給食実施方式の整理→4. 現地調査→5. 学校給食実施方式の組み合わせ案の作成→6. 定量的評価・定性的評価→7. 全員喫食の実現に向けた課題の整理

4. 前提条件の整理

適用可能性のある学校給食実施方式は、「自校調理方式」、「親子調理方式」、「デリバリー方式」、「センター方式」となる。

5. 中学校給食の基本的な方向性（案）の設定

「亀岡市学校給食のあり方について 提言書」の考え方により策定した、「亀岡市立学校給食基本方針」を基とし、5つの基本的な方向性を設定し、以後の検討において評価項目とする。

基本1：完全給食、全員給食の早期実現
基本2：安全で安心な学校給食の提供 (1) 適切な衛生環境の構築、(2) 徹底した衛生管理を行える調理・洗浄等業務環境の構築 (3) 食物アレルギー対応
基本3：栄養バランスの優れた魅力的な学校給食 (1) 中学生にふさわしい献立、(2) 健全な食生活の基礎づくり、(3) 適温での提供
基本4：持続可能な学校給食の提供 (1) 経済性、合理性、(2) 将来的な生徒数の増減への対応、(3) 災害時における早期復旧、地域貢献
基本5：食育・地産地消の推進 (1) 生きた教材としての学校給食、(2) 地域とつながる学校給食

6. 現学校給食センターについて

- ・現学校給食センターは、平成11年度に竣工し、25年を経過しており、大規模修繕が必要となっている。
- ・現学校給食センターからの給食提供に中学校給食（約3,000食）を加えた場合、調理能力、洗浄能力、保管能力の面で現能力では不可能であり、施設の増強が必要となる。このため、給食停止を伴う施設全体の改修及び増築が必要となる。
- ・以上を踏まえ、中学校を小学校と合わせて現センター増強により給食を提供する場合は、給食停止を伴う施設全体の改修及び増築が必要となることから新たな学校給食センターを整備する必要がある。

7. 現地調査

現地調査は、中学校において現中学校の施設内に、自校調理方式における給食調理室が設置可能かどうか、小・中学校の現状の給食搬入に問題がないかの現地確認を行うとともに、各学校給食実施方式の導入検討に必要な情報を整理することを目的とした。

(1) 自校調理方式の検討

調理室設置敷地の確保上、南桑中学校、東輝中学校のみ自校調理方式として成立できる可能性がある結果となった。

(2) 親子校調理方式の検討

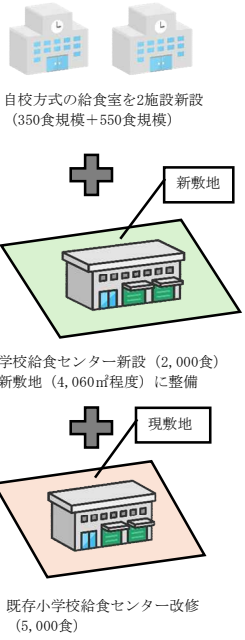
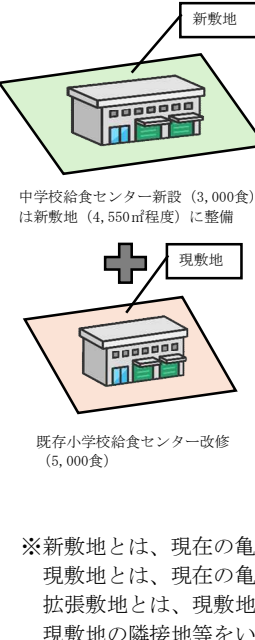
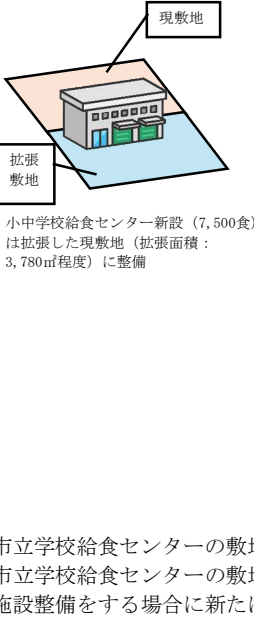
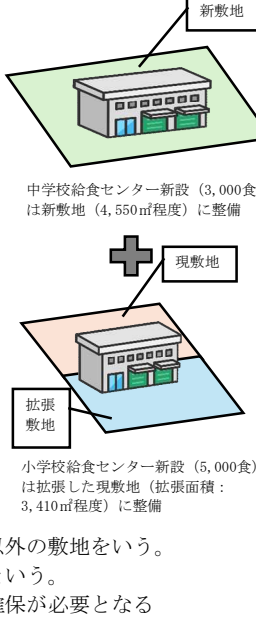
自校調理方式で給食調理室が配置可能な学校は、南桑中学校と東輝中学校となり、これら2校は親子方式の親校となり得るが、用途地域の制約や設置できる共同調理場の規模が不足する。そのため、いずれの学校も親校としての整備には、耐えがたく、親子調理方式の実現は難しい結果となった。

(3) 小・中学校の現状の給食搬入の確認

各小中学校に聞き取りを行い、現状の給食搬入に問題がないこと及び搬入施設整備が可能であることを確認した。

8. 中学校給食実施方式の組み合わせ案の作成

現地調査の結果より、検討対象となる中学校給食実施方式は、「自校調理方式＋センター方式」、「センター方式」の2案となる。これに、既存小学校給食センターの改修も組み合わせ、以下の4つの給食実施方式の組み合わせ案を作成した。なお、デリバリー方式の給食は、「現時点では実現できる事業者の確保が見込めない」等の課題を抱えているため、組み合わせ案の検討から外した。

案	A案（自校調理方式＋センター方式）	B案（センター方式①）	C案（センター方式②）	D案（センター方式③）
概要	 自校方式の給食室を2施設新設（350食規模＋550食規模） 中学校給食センター新設（2,000食）は新敷地（4,060㎡程度）に整備 既存小学校給食センター改修（5,000食）は現敷地に整備	 中学校給食センター新設（3,000食）は新敷地（4,550㎡程度）に整備 既存小学校給食センター改修（5,000食）は現敷地に整備	 小中学校給食センター新設（7,500食）は拡張した現敷地（拡張面積：3,780㎡程度）に整備	 中学校給食センター新設（3,000食）は新敷地（4,550㎡程度）に整備 小学校給食センター新設（5,000食）は拡張した現敷地（拡張面積：3,410㎡程度）に整備

※新敷地とは、現在の亀岡市立学校給食センターの敷地以外の敷地をいう。
現敷地とは、現在の亀岡市立学校給食センターの敷地という。
拡張敷地とは、現敷地に施設整備をする場合に新たに確保が必要となる現敷地の隣接地等をいう。

9. 定量的評価、定性的評価

9.1. 定量的評価

定量的評価では実施方式毎、必要となる設計費、建設費といったイニシャルコスト、調理業務委託費や建物修繕費といったランニングコスト(15 年分)を概算事業費として算出した結果は以下のとおりとなり、定量評価は C 案が 15 年間で約 142 億円と最も費用を抑えることができる結果となった。

(単位：億円)										
事業費		A案				B案		C案	D案	
		給食室新設		中学校給食センター新設	既存小学校給食センター改修	中学校給食センター新設	既存小学校給食センター改修	小中学校給食センター新設	中学校給食センター新設	小学校給食センター新設
		南桑中 350食	東陣中 550食	2000食	5000食	3000食	5000食	7500食	3000食	5000食
イニシャルコスト	計 (A)				74.13			73.10	54.39	81.92
	小計 (a)	4.52	5.51	28.65	35.45	37.65	35.45	54.39	37.65	44.27
開業準備費 (B)	計 (B)				0.49			0.44	0.22	0.44
	小計 (b)	0.02	0.03	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22
ランニングコスト	計 (C)				103.39			98.99	91.38	99.80
	小計 (c)	5.35	6.73	27.89	63.42	35.57	63.42	91.38	35.57	64.23
小計 (a+b+c)		9.89	12.27	56.76	99.09	73.44	99.09	145.99	73.44	108.72
概算事業費 (税込) (15年間：A+B+C)		178.01				172.53		145.99	182.16	
財源内訳	交付金	0.32	0.40	1.36	0.00	1.96	0.00	4.23	1.96	2.92
	市支出 (起債・一般財源等)	9.57	11.87	55.40	99.09	71.48	99.09	141.76	71.48	105.80
	小計	9.89	12.27	56.76	99.09	73.44	99.09	145.99	73.44	108.72
	交付金 計 (d)				2.08			4.23	4.88	
	市支出 計 (e)				175.93	170.57		141.76	177.28	

※上表にはセンター方式を実施する場合の土地取得費用、造成費用は含まれていない。

9.2. 定性的評価

基本方針毎に重要度を選定し、定性的評価の結果の整理を行った結果、以下のとおりとなった。

項目		A 案 自校調理方式＋ センター方式 (中・新設/小・改修)	B 案 センター方式① (中・新設/小・改修)	C 案 センター方式② (中小・新設)	D 案 センター方式③ (中・新設/小・新設)
基本方針 1 完全給食、全員給食の早期実現		△ ・新中学校センターの敷地の確保が必要 ・既存センターの改修工事中は給食調理が中断	△ ・新中学校センターの敷地の確保が必要 ・既存センターの改修工事中は給食調理が中断	○ ・新小中給食センター新設に必要な面積の隣接地の確保が必要	○ ・新中学校センターの敷地の確保が必要 ・新小学校センター新設に必要な面積の隣接地の確保が必要
基本方針 2 安全で安心な学校給食の提供	(1) 適切な衛生環境の構築	△ ・分散した衛生管理となるため、事故(食中毒等)発生リスクあり	○ ・分散した衛生管理となるため、事故(食中毒等)発生リスクあり	◎ ・1 施設での集中管理となるため、衛生管理がしやすい	○ ・分散した衛生管理となるため、事故(食中毒等)発生リスクあり
	(2) 徹底した衛生管理を行える調理・洗浄等業務環境の構築	○ ・既存センターは構造等の制約があるため、十分な改修ができない可能性あり	○ ・既存センターは構造等の制約があるため、十分な改修ができない可能性あり	◎ ・新規整備となるため構造等の制約が少なく、望ましい計画が可能	◎ ・新規整備となるため構造等の制約が少なく、望ましい計画が可能
	(3) 食物アレルギー対応	○ ・同上	○ ・同上	◎ ・同上	◎ ・同上
基本方針 3 栄養バランスの優れた魅力的な学校給食	(1) 中学生にふさわしい献立	○ ・同上	○ ・同上	◎ ・同上	◎ ・同上
	(2) 健全な食生活の基礎づくり	○ ・市が主体で取り組む必要あり	○ ・市が主体で取り組む必要あり	○ ・市が主体で取り組む必要あり	○ ・市が主体で取り組む必要あり
	(3) 適温での提供	○ ・センター方式は、配送時間が生じるので、保温食缶を活用	○ ・センター方式は、配送時間が生じるので、保温食缶を活用	○ ・センター方式は、配送時間が生じるので、保温食缶を活用	○ ・センター方式は、配送時間が生じるので、保温食缶を活用

項目		A 案 自校調理方式＋ センター方式 (中・新設/小・改修)	B 案 センター方式① (中・新設/小・改修)	C 案 センター方式② (中小・新設)	D 案 センター方式③ (中・新設/小・新設)
基本方針 4 持続可能な学校給食の提供	(1) 経済性、合理性	△ ・4 施設の分散投資・管理となり効果に劣る	○ ・2 施設の分散投資・管理となりやや効果に劣る	◎ ・1 施設の集中投資・管理となり効果に優れる	△ ・新設の 2 施設整備であり、非常に経済性に劣る
	(2) 将来的な生徒数の増減への対応	△ ・自校方式及びセンター2 施設であることから、柔軟性に劣る	○ ・センター2 施設であることから、やや柔軟性に劣る	◎ ・センター1 施設で集中運用しているため、調理員数の調整等、柔軟に対応しやすい	○ ・センター2 施設であることから、やや柔軟性に劣る
基本方針 5 食育・地産地消の推進	(1) 生きた教材としての学校給食	○ ・センター方式は、調理員と交流を図りにくい	○ ・調理員と交流を図りにくい	○ ・調理員と交流を図りにくい	○ ・調理員と交流を図りにくい
	(2) 地域とつながる学校給食	○ ・生産者等との連携や仕組みづくりが必要	○ ・生産者等との連携や仕組みづくりが必要	○ ・生産者等との連携や仕組みづくりが必要	○ ・生産者等との連携や仕組みづくりが必要

【凡例】◎：評価項目に適しており、特に優れている/○：評価項目に適している/△：評価項目に適しているが、基本理念の実現に課題を有している。

10. 事業スケジュール

全員給食の導入に向けた事業スケジュールの一例としては、以下のとおりである。

組み合わせ案		R5	R6	R7	R8	R9	R10			
A案	給食調理室(新設)	学校給食基本方針の策定	学校間給食基本計画の可能性調査	学校給食実施方針の策定	入札・設計	入札・改築	導入準備			
	中学校給食センター(新設)				用地選定	入札・設計	入札・建設	導入準備		
	既存小学校給食センター(改修)				入札・設計	入札・改修	改修	導入準備		
B案	中学校給食センター(新設)				用地選定	入札・設計	入札・建設	導入準備		
	既存小学校給食センター(改修)				入札・設計	入札・改修	改修	導入準備		
C案	小中学校給食センター(新設)						用地選定	入札・設計	入札・建設	導入準備
D案	中学校給食センター(新設)						用地選定	入札・設計	入札・建設	導入準備
	小学校給食センター(新設)						用地選定	入札・設計	入札・建設	導入準備

※網掛け部分については中学校給食実施への影響がないため、現給食センターの耐用年数や財政出動の平準化等を考慮し、事業年度を判断する。
※年度別スケジュールについては用地選定の難航など不測の事態が生じた場合は変更が生じる。

11. まとめ(組み合わせ案における評価)

各組み合わせ案について、定量評価において最も支出が低く、かつ定性評価においても最も評価の高い C 案が本事業において優位性のある組み合わせ案であると考えられる。

学校給食におけるフロー

学校給食検討懇話会提言書・市議会関係等要望



上記を踏まえ

令和5年度

亀岡市立学校給食基本方針

【教育委員会にて策定】



◇R7.1月

亀岡市学校給食基本計画

【専門業者による調査・作成(業務委託)】

民間活力導入調査

令和6年度

(給食施設の整備・運営に関する方針決定における基本的事項の提示)



◇R7.3月策
定予定

亀岡市学校給食実施方針(仮称)

(給食施設の整備方針・給食運営方針に関する実施内容決定事項のまとめ)



令和7年度

給食施設の整備事業開始 予定

令和10年度

新給食提供施設供用開始(中学校給食提供開始) 予定

「2025 大阪・関西万博」児童生徒体験事業

(1) 目的

『大阪・関西万博』(大阪 夢洲)は、『いのち輝く未来社会のデザイン』をテーマとして、開催されます。多様な国の文化や価値観に触れ、国際理解を深めるとともに、未来社会について考える機会となる万博を体験することは、学校の中では、体感できない 学びを得ることができる貴重な教育の場と捉えており、校外学習として市立の小・中・義務教育学校の児童生徒に体験の場を提供します。

(2) 事業内容

実施期間：令和7年4月13日から10月13日までの間

(上記期間のうち、各学校と調整の上、バスの確保、各種予約が可能な日を決定)

実施場所：大阪市夢洲(ゆめしま)

事業対象：市立小・中・義務教育学校の全ての児童生徒

実施単位：学校、学年など各学校の希望や状況により決定

移動手段：貸切バス

費用負担内容：会場までの移送費

入場及びパビリオンなどの予約調整にかかる費用

安全管理に関する費用

※入場料金は、「京都府子どもの大阪・関西万博体験支援事業」にて
京都府が全額支援

(3) 経過及び今後の見込み

令和6年9月議会 債務負担行為設定議決

令和6年12月 業務委託契約締結

契約相手方：東武トップツアーズ株式会社

令和7年1月～ 各学校と実施日の調整(バスの確保)

実施日決定後、順次パビリオンなどを予約

令和7年4月～10月 保護者への案内

決定した日時にて随時実施、併せて事前事後学習の実施

※下見については、1団体(予約単位)につき最大3人まで無料です。下見が可能となるのは4月13日の開幕以降とされていますが、4月・5月に実施する学校については別途対応が検討されています。

※パビリオン及び会場内見学内容の選定については、各学校と旅行会社で調整の上決定してまいります。

※日程調整の進捗状況については、現在各学校と旅行会社で1月末には、ほぼ決定する見込みで調整を進めており、遅くとも2月中には全ての学校について入場、パビリオンの入場予約及び決定を行う予定をしております。

○今後小・中・義務教育学校と詳細について十分調整を行いながら、子ども達の安全確保に十分配慮し、いのち輝く未来社会に繋がる学びを体験できる場の提供に努めてまいります。



ぜんぶのいのちと、ワクワクする未来へ。
Towards a brighter future for all

開催期間 2025年4月13日(日)～10月13日(月) 開催場所 大阪 夢洲(ゆめしま)
Period Sunday, 13 April to Monday, 13 October 2025 Venue Yumeshima Island, Osaka City